

# 面会に関する規定

## 第1条 目的

この規定は同愛会病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

## 第2条 通常時の面会について

- ・面会受付：面会前に1階で受付を行う
- ・面会時間：13時～20時  
ただし、医師の許可があればこれ以外の時間帯の対応も考慮する
- ・面会場所：病棟デイルームまたは患者の病室
- ・面会人数：基本2人まで
- ・面会時間：30分程度

## 第3条 面会の制限について

(正当な理由がある場合) 以下のような「正当な理由」がある場合に限り、やむを得ず面会を制限することがある

- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症が地域または院内で拡大している場合
- ・当院の職員が多数感染し、安全な医療提供体制の継続に支障が生じる場合
- ・その他、患者様の安全を守るために制限が必要と判断した場合
- ・面会者が酒気を帯びている、病院内で喫煙している、など規律に違反している場合
- ・ほかの患者を含む療養環境の維持に支障があると判断した場合、直ちにその面会を中止させることができる

## 第4条 制限実施時の配慮

面会を制限する場合であっても、一律に禁止するのではなく、以下のように必要以上に厳格なものとならないよう柔軟に対応する

- ・感染対策を講じた上での短時間の対面面会
- ・病状等、個別の事情に応じた特別面会の実施
- ・状況が改善した場合には、速やかに制限を解除または緩和することを検討する

## 第5条 規定の見直しと周知

本規定は、社会情勢や感染症の発生状況を踏まえ、定期的に内容の見直しを行う

最新の面会規定については、病棟内および病院ウェブサイトに掲示し、患者および家族へ周知する

2026年5月8日 策定